

平成 27 年 6 月 議 会

議 案 説 明 資 料

- 議案第 134 号 平成 27 年度福岡市一般会計補正予算案（第 1 号）
- 議案第 135 号 平成 27 年度福岡市市債管理特別会計補正予算案（第 1 号）
- 議案第 159 号 福岡市市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について

財 政 局

福岡市市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について

地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、公布の日等から施行することとされたことに伴い、福岡市市税条例等の一部を改正する必要が生じたが、市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成27年3月31日に「福岡市市税条例等の一部を改正する条例(平成27年福岡市条例第64号)」を次のように専決処分した。

本件は、このことについて同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

1 改正内容

- (1) 原動機付自転車等に係る軽自動車税における新税率の適用開始時期の延期
地方税法の改正において、原動機付自転車等に係る軽自動車税における新税率の適用の開始時期が平成27年度から平成28年度に1年間延期されたことに伴い、同様の措置を講じたもの。

[改正箇所]

福岡市市税条例の一部を改正する条例（平成26年福岡市条例第55号）附則第1項、附則第7項から附則第12項まで

- (2) 用途変更宅地等の固定資産税等に関する経過措置の延長

地方税法の改正において、住宅用地から非住宅用地への変更など、用途が変更された宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税の課税標準額について、近傍の宅地等との均衡を図るための規定が、平成29年度まで延長されたことに伴い、同様の措置を講じたもの。

[改正箇所]

福岡市市税条例（昭和36年福岡市条例第53号）附則第17条

- (3) その他規定の整備

地方税法等の改正に伴い生じた項ずれ等について、規定の整備を行ったもの。

[改正箇所]

福岡市市税条例第33条、第34条、第39条、第41条、附則第27条

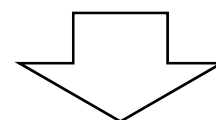
2 施行期日

- (1) 1(1)に係る改正規定
公布の日
- (2) 1(2)及び(3)に係る改正規定
平成27年4月1日

原動機付自転車等に係る新税率の適用開始時期の延期

原動機付自転車等に係る軽自動車税の新税率の適用開始時期について、地方税法の改正に伴い、平成27年度から平成28年度に1年間延期したものの。

主な区分		税率(年額)	
		現行税率	新税率
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超～90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超～125cc以下	1,600円	2,400円
軽自動車	二輪のもの(125cc超～250cc以下)	2,400円	3,600円
二輪の小型自動車(250cc超)		4,000円	6,000円



新税率の適用開始を平成27年度から平成28年度へ1年間延期

新旧対照表

< 1 (1)に係る改正 >

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>第60条の改正規定</u></p> <hr/> <p>並びに附則第7項及び第10項（この条例による改正後の福岡市市税条例（以下「新条例」という。）附則第32条に係る部分を除く。）の規定 平成27年4月1日</p> <p>(4) <u>第33条第4項及び第34条の2第1項の改正規定、附則</u></p> <hr/> <p style="text-align: right;">に1条を加える改正規定並びに次項、附則第8項及び第9項 の規定並びに附則第10項（新条例附則第32条に係る部分に限る。）の規定 平成28年4月1日</p> <p>(5) 略</p> <p style="text-align: center;">（軽自動車税に関する経過措置）</p> <p>7 <u>新条例第60条</u></p> <hr/> <p>の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>8及び9 略</p> <p>10 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第60条及び附則第32条の規定の適用については、</p>	<p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>第60条第2号アの改正規定（「2,400円」を「3,600円」に改める部分を除く。）</u>並びに附則第7項及び第11項（この条例による改正後の福岡市市税条例（以下「新条例」という。）附則第32条に係る部分を除く。）の規定 平成27年4月1日</p> <p>(4) <u>第33条第4項、第34条の2第1項及び第60条第1号の改正規定、同条第2号アの改正規定（「2,400円」を「3,600円」に改める部分に限る。）</u>、同号イ及び同条第3号の改正規定並びに附則に1条を加える改正規定並びに次項及び附則第8項から第10項までの規定並びに附則第11項（新条例附則第32条に係る部分に限る。）の規定 平成28年4月1日</p> <p>(5) 略</p> <p style="text-align: center;">（軽自動車税に関する経過措置）</p> <p>7 <u>新条例第60条第2号ア（2輪のもの（側車付のものを含む。）に係る部分を除く。）</u>の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>8 <u>新条例第60条第1号、第2号ア（2輪のもの（側車付のものを含む。）に係る部分に限る。）</u>、同号イ及び同条第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>9及び10 略</p> <p>11 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第60条及び附則第32条の規定の適用については、</p>

改正前

次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例	3,900円	3,100円
第60条	6,900円	5,500円
第2号	10,800円	7,200円
ア	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
新条例 附則第 32条の 表以外 の部分	第60条の	福岡市市税条例の一部を改正する条例（平成26年福岡市条例第55号。以下この条において「平成26年改正条例」という。） <u>附則第10項</u> の規定により読み替えて適用される第60条の
新条例 附則第 32条の 表	第60条第2号ア	平成26年改正条例 <u>附則第10項</u> の規定により読み替えて適用される第60条第2号ア
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

11 略

改正後

次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例	3,900円	3,100円
第60条	6,900円	5,500円
第2号	10,800円	7,200円
ア	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
新条例 附則第 32条の 表以外 の部分	第60条の	福岡市市税条例の一部を改正する条例（平成26年福岡市条例第55号。以下この条において「平成26年改正条例」という。） <u>附則第11項</u> の規定により読み替えて適用される第60条の
新条例 附則第 32条の 表	第60条第2号ア	平成26年改正条例 <u>附則第11項</u> の規定により読み替えて適用される第60条第2号ア
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

12 略

< 1 (2) 及び(3)に係る改正 >

改正前	改正後
<p>(法人等の市民税の申告納付)</p> <p>第33条 略 2～4 略</p> <p>5 法人税法第81条の22第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第34条第3項及び第34条の2第2項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。第34条第3項及び第34条の2第2項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第34条の2第2項において同じ。))に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第34条の2第2項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第34条の2第2項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第7条の規定を適用することができる。</p>	<p>(法人等の市民税の申告納付)</p> <p>第33条 略 2～4 略</p> <p>5 法人税法第81条の22第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第34条第3項及び第34条の2第2項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第34条第3項及び第34条の2第2項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第34条の2第2項において同じ。))に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第34条の2第2項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第34条の2第2項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第7条の規定を適用することができる。</p>
<p>(法人等の市民税に係る不足税額の納付の 手続)</p> <p>第34条 略 2 略</p> <p>3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不</p>	<p>(法人等の市民税に係る不足税額の納付の 手続)</p> <p>第34条 略 2 略</p> <p>3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不</p>

改正前	改正後
<p>正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあつては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと）による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>	<p>正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあつては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと）による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>
<p>第39条 法第348条第2項第10号から第10号の9までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該土地、家屋又は償却資産が同項第10号から第10号の9までに掲げる事業又は施設（以下この条において「社会福祉事業等」という。）を経営する者の所有に属しないものである場合においては、当該土地、家屋又は償却資産を当該社会福祉事業等を経営する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>（固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなつた固定資産の所有者がすべき申告）</p>	<p>第39条 法第348条第2項第10号から第10号の10までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該土地、家屋又は償却資産が同項第10号から第10号の10までに掲げる事業又は施設（以下この条において「社会福祉事業等」という。）を経営する者の所有に属しないものである場合においては、当該土地、家屋又は償却資産を当該社会福祉事業等を経営する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>（固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなつた固定資産の所有者がすべき申告）</p>
<p>第41条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の9まで、第11号の3から第11号の5まで、第12号又は第24号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなつた場合又は有料で使用させることとなつた場合においては、当該固定資産の</p>	<p>第41条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで、第12号又は第24号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなつた場合又は有料で使用させることとなつた場合においては、当該固定資産の</p>

